

I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 教育

(1) 教育の内容及び到達目標

- アー 1) 令和5年度は新カリキュラム2年目に入る。平成27年度カリキュラムから令和4年度カリキュラムへの移行期間の対応を行う。また、第3期中期目標と計画の最終年度として、4年間の看護師基礎教育の評価を行う。
- アー 2) 看護師基礎教育の評価・改善に向けて、カリキュラムマップやカリキュラムツリーを学習者の目線で活用できる取り組みを進める。
- アー 3) 看護師基礎教育に関する令和4年度機関別認証評価の結果をもとに、改善点等に対する対応を行う。
- アー 4) 教員採用試験（一次試験）対策用の学習コンテンツを更新する。既存のコンテンツを整理し、受講者がアクセスしやすい環境を整備する。
- アー 5) 学内のカリキュラム（時間割）を参照しながら、学校体験活動の実施が可能な時期（学年）があるかを検討する。
- アー 6) 新型コロナウイルスの感染症分類の変更等、国や県の方針を確認しながら授業における感染防止対策を検討、実施する。
- アー 7) 看護教育におけるDXを進めるため、基礎看護学、看護アセスメント学、成人看護学、老年看護学で、それぞれに実習室の効果的な活用方法を検討し、高機能シミュレーションを活用して、臨場感のある実践に即した演習の実施を計画する。臨床判断能力、臨床実践能力を高め、臨地実習の効果を高めるため、演習から実習へのつながりを考慮し、さらに、各科目間の連携を意識した授業計画を作成する。
- アー 8) withコロナを念頭に入れた実習計画を立案する。それぞれの実習及び学内実習の効果を高めるための教育方法を検討し、学生の学びに合わせた効果的な指導が科目を超えて継続できるシステムを構築する。
- イー 1) 広域看護学コースでは、卒業時到達度を用いた自己評価方法を検討し、専門性の高い看護職者として自ら学び育つ力の育成を図る。また、在学生の到達状況を踏まえ、新カリキュラムの評価を行ない、科目内容の充実を図る。
- イー 2) 大学院助産学コースでは、コロナ禍において一層、臨地経験の乏しい入学生が想定されるため、昨年度改訂した段階的OSCE（客観的臨床能力試験）の内容や方法を教員間でディスカッションし修正したうえで実施する。また、学内演習は短時間で効率的に行うためDVDやビデオを積極的に活用する。学生の臨地実習経験を促進するために、さらに各実習施設と連携して新型コロナウイルス感染防止対策を実施する。
- イー 3) 大学院NPコースでは、令和5年度からの新カリキュラムが円滑に運営できるよう学生、教員、実習施設との協力体制を図る。特定行為研修は厚労省方針に基づき、実習施設と連携し、円滑な認定ができるようにする。実習施設の開拓し、NP実習の充実・強化を図る。医療DX教育の向上に向けたNP実習室の環境を整備する。地域枠の確保および県内就職の促進、および修了生の活動を支援する。修了後の研修システムの構築にむけた検討を行う。
- イー 4) 大学院看護管理・リカレントコースでは、看護職の看護管理の実践力向上および研究力育成に向けて、入学者の確保および教育の向上を図る。
- イー 5) 新型コロナウイルス感染拡大防止のための行動指針に則り行動する。特に実習中は実習施設との連携や施設の方針を配慮し、社会状況の情報収集を行いつつ継続して実施する。
- ウー 1) 指導体制、学位申請要件、在学期間等について検討する。

ウー 2) 新型コロナウイルス感染予防対策は、社会の動向を捉え、徹底した予防策を継続する。

(2) 教育の実施体制

アー 1) 高大接続を推進するため、高校生・高校教諭等に対し、進学に関する情報提供・相談活動を行う。

アー 2) 学生が自らの学修成果を把握するために、ディプロマ・ポリシー達成を自己評価する仕組みを整備する。一方で大学全体の教育成果を可視化するために、アセスメントポリシーに基づき作成したアセスメントチェックリストを活用し、データを整理し評価として活用するしくみを整備する。これらを学内で共有し、学習者本位の教育に向けた改善に役立てる。

アー 3) 4年間の看護技術習得度を評価し、基礎看護技術修得支援活動につなげる。看護実践力向上に関連する統合科目の実施を通して、知識と実践の統合能力を強化する。

アー 4) 入学前教育では、引き続き新入生を対象に入学前の学習状況の調査およびその効果を検証する。それにより学習に対する学生の不安を軽減し、学びを深める支援活動に役立てる。

アー 5) 本学入試の実績の分析と全国的動向に関する情報収集を行い、本学入試について必要な検討を進める。

アー 6) Web出願システムの円滑な運営に努めるとともに、その効果を評価し、必要な改善を図る。

イー 1) 看護学教育に関する情報をホームページ等で発信し本学の特色をアピールする。また、内部質保証の観点から教育に関する情報公開を積極的に行い、第三者に見やすいホームページになるようレイアウト等も改善を行う。

イー 2) 新型コロナウイルス感染症の感染状況をふまえ、感染拡大防止に配慮し、かつ効果的な方法で7月にオープンキャンパスを開催する。開催日以降もオンラインでもオープンキャンパスの動画等を公開する。オープンキャンパスの企画は教職員と学生で協働する。また、県内の高校へ教員を派遣する出前講義で看護学の魅力を伝え進学につなげる。本学で実施している公開講座等の役割を整理する。

ウ) NP研究室を設置して、NPの教育・研究の質の向上を図る。

エ) 大学院では、社会情勢や需要を考慮して、定員を検討して調整する。

(3) 学生への支援

アー 1) ZoomやGoogle classroomなど、オンラインサービスに関連して、教職員・学生へのサポートを強化し、学習・研究や学務の支援をはかる。

アー 2) 模擬電子カルテやe-ラーニングを活用しやすい環境の整備・運用を行う。活用状況等の評価により看護技術力向上のための自己学習教材としての適性を評価する。

イ) 年間模試計画の早期立案、実施、結果分析を行い、個別・少人数指導体制の整備、国試ガイダンスの充実、学習開始のきっかけづくりや学習習慣の継続を支援するための企画の工夫、本学の国試結果および模試結果から得られた傾向の活用、学習環境の工夫などにより、学習への動機づけを高める。

ウー 1) 1年次から4年次までの担任を複数とし、学生生活や学習意欲向上に向けての相談・支援体制を強化する。学年担任や相談に係る教職員を新学期・入学時に周知し、学生が相談しやすい環境を設けて、適宜面談やメール相談に対応する。

ウー 2) 健康上の問題、メンタルヘルスの問題を抱える学生に対し、保健室看護師、学年担任、教務学生グループが連携・協働して対応を検討する。強化した外部専門家によるカウンセリング体制、精神科医のコンサルテーション体制を評価し、体制を検討する。

- ウー 3) 学生間、教員との交流を促進するために、新入生オリエンテーションでの交流、教員及び1年次生から4年次生で構成するコンタクトグループによる情報交換の機会を設ける。また、大学における学生の積極的活動を促進するため、中止していた若葉祭の開催企画を支援する。
- ウー 4) 学生の経済的負担を軽減するため、授業料減免制度や奨学金等、現行制度の情報をシラバスに掲載するとともに適宜発信する。
- エー 1) 1年次生には、大学ナビ講座、2年次生、3年次生には、看護職キャリアガイダンスを実施し、県内に就職している卒業生や県内施設の現役の方々との交流を通して県内施設の魅力を伝える。併せて、キャリア形成や進路選択に向けた活動の動機づけを図る。
- エー 2) 卒業生、修了生と、本学のつながりを強化する場として、ホームカミングデイを活用する。
- エー 3) 3年次生には進路面接、4年次生には就職や進学の実験面接を行い進路に合わせた支援を行う。また、日常的に就職進路について考えられるよう、上位の学年との交流する機会と場所を創出できないか検討する。そのほかに、卒業生へのUターン支援がシステム的で継続的な取り組みとなるよう検討する。
- オ) 高等教育の修学支援制度及び支援制度の対象となる学生に加えて、対象とならない学生についても活用できる制度を通して支援を行う。

2 研究

(1) 研究の方向

- ア) 教員の資質向上と研究の質的向上、科研費など外部研究費採択率の向上等を目指しFDを実施し、申請時のピアレビューを継続促進する。また、学内競争的研究費のプロジェクト研究、先端研究、奨励研究への申請を促進するとともに教員の研究意欲や研究能力の向上を図り、学会等での研究発表を促進するために研究支援旅費や研究目的研修参加費の助成を行う。
- イー 1) 県内企業との受託研究、共同研究及び特許申請を推進する。
- イー 2) 大分県のシンクタンクを目指して準備を開始する。

(2) 研究の実施体制

- アー 1) 各教員の研究アイデアを実現するためにFD/SD委員会主催の審査会を開催し、学内競争的研究費や研究支援旅費の活用を推進する。アニュアルミーティングを開催することで研究活動を強化する。また、科研費不採択課題に対して申請を促進する。FD/SD委員会が外部研究費申請時の相談窓口としてピアレビューアーの紹介を行う。
- アー 2) 本年度も引き続き公正推進協会のe-ラーニング教材APRINを導入し、教員、大学院生はAPRIN受講後の研究計画書の提出を行う。令和4年4月から令和5年3月までに申請した研究計画の研究実施後の報告書の提出を促す働きかけをし、研究実施状況を把握する。研究計画書の審査において、学内委員と外部委員の同席のもと合議により判定を決定する。
- イー 1) 第25回看護国際フォーラムを開催し、教員、学生及び県内看護職者の国際的視野を育成するとともに、その成果を公表する。
- イー 2) 学協会が発行する学術誌が次々とオープンアクセス化を加速させる中、オープンアクセスはもちろんのこと、誰でも無料で投稿できる本紙の特長を広く認知してもらおう。読者や投稿者の利便性を考慮したホームページを運営し、学術成果を発表するにふさわしい場を提供する。また、事務作業の見直しをはかり効率化に努める。

3 社会貢献

(1) 地域社会への貢献

- アー 1) 地域のニーズに応える活動について、公開講座の他、大学の行事や事業をマスメディア、大学ホームページ、公式SNS (Facebook、 Instagram) により発信する。同時に行政機関や看護協会などの関連団体にも周知の協力を呼びかける。TVやラジオなどマスメディアを活用して、積極的に活動を公開する。
- アー 2) 自治体等と連携し、県民を対象とした健康増進活動に学生・教員が取り組む。
- イー 1) 看護研究交流センターにおいて、看護研究支援ガイドラインに基づき、講師の人選やペアリングを行い、各施設の支援モデルの到達目標の達成に向け支援を行う。
- イー 2) 大分県及び大分県看護協会が実施している看護研究に関する研修会等について確認、調整し、県内看護職員の質向上の支援を行う。
- ウ) 地域の看護職が求めている研修会の実施（主に看護協会実施）に際し、適切な講師の派遣や看護協会の事業に関する協力及び情報発信を行う。
- エー 1) 大分県及び県内市町村の保健医療福祉政策に係る諸活動に多数の教員を派遣し、政策立案や推進等に貢献する。
- エー 2) おおいた地域連携プラットフォームに参画し、主に保健医療福祉の観点から産官学連携について提言する。
- エー 3) おおいた地域連携プラットフォームを通じて県内自治体から協力要請があった地域課題について、テーマに関連深い教員と自治体の間で協働の可能性を検討し、可能なことを実行する。
- エー 4) 新型コロナウイルス感染症に関連する看護職派遣の応援要請に際し、在宅看護師（潜在看護師）への情報提供と再教育の実施を行い協力する。
- エー 5) 新型コロナウイルス感染症をはじめ、健康危機管理に際し、本学教員の専門性を活かして、積極的に支援する。

(2) 国際交流の推進

- アー 1) 韓国の蔚山大学校医科大学看護課程との交流を深める。
- アー 2) 蔚山大学からの学生の受入体制等の充実を図るとともに、更なる相互交流の推進を目指す。
- アー 3) MOU締結校との相互交流を推進する。
- イー 1) 第25回看護国際フォーラムを開催し、教員、学生及び県内看護職者の国際的視野を育成するとともに、その成果を公表する。
- イー 2) 諸外国からの研修生や留学生を積極的に受け入れるための基盤づくりとして、本学の情報を英語版学外Webで発信する。
- イー 3) 短期海外研修を希望する学部学生への支援体制を整備する。
- イー 4) 学部生、大学院生及び教職員の海外渡航に関する安全管理体制を整備する。

(3) 産学官連携の充実強化

- ア) 県内外の企業等のニーズと大学教員のシーズのマッチングを図るため教員シーズ集を改訂するとともに、県内企業等にチラシ等により配布して周知を図る。
- イ) 専門的な助言を得ながら規程集等の見直しを行うとともに、教員や大学院生に周知する。

II 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 運営体制

(1) 運営体制の強化

- ア) 学長を兼ねる理事長が、法人運営及び教育研究の両面の責任者として強いリーダーシップを発揮し、現状を評価しつつ、効果的な意思決定ができる体制を進める。
- イ) 機関別認証評価の結果を分析し、委員会等各部署へ活動の見直し、改善に関する方向性および案を提示する。
- ウ) 社会や他大学の動向を視野に入れ、事務処理の負担と効率、職員の能力や個性を考慮して、組織の見直しを行う。

(2) 開かれた大学運営

- アー 1) 社会の動向を把握し、学外理事及び経営審議会委員や学外の識者の意見を大学運営に活用する。
- アー 2) 本学教員を県内の自治体の各種審議会や委員会、国や学協会の委員に積極的に派遣して連携を図り、また県内の他大学とも連携を進め、大学運営に活かす。
- イ) 学生や卒業生、看護・保健医療福祉関係者、地域住民等からの意見も反映させ、開かれた大学運営を図る。卒業生、修了生を対象としたホームカミングデイ等を活用し、卒業生等からの意見を聴取する。実習施設の合同会議等で意見を伺い、教育の改善に活かす。

2 人事・労務管理の適正化

(1) 人事・労務管理の適正化

- ア) 業務内容・人員配置を適宜評価し、効果的・効率的な運用を図る。
- イー 1) 大学固有事務職員の人事評価を実施する。
- イー 2) 本学のビジョン、バリュー、中期目標や中期計画を教員評価に反映させるべきかを検討し、必要があれば評価方法を変更する。
- ウ) 裁量労働制の評価・検証を進める。

(2) 人材の育成

- アー 1) 新任教職員を対象とした学内研修を実施する。また、オンラインも含めた学内外の研修参加の促進や個別に研究室ごとによる人材育成を奨励する。
- アー 2) 教職員には、自身の教育・研究能力向上や大学組織運営のために、オンラインも含めた学内外の研修参加の促進のための補助を行い、他機関の研修募集案内をメールで周知し、データベースを活用し自己研鑽目的の研修参加の状況を把握し、積極的な参加を促す。
- アー 3) 科研費の採択を向上させる目的で科研費の研修会を実施する。
- イ) 大学固有職員の専門性を高めるような人材育成を行う。

(3) 健康の保持増進

- アー 1) ウォーキングラリー等により、教職員の健康管理を推進する。
- アー 2) 学長や産業医などによる教職員への面談を希望に応じて随時行う。
- アー 3) 長時間労働による健康障害を防止するため、教職員の勤務時間の把握を継続する。

Ⅲ 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 自己収入及び外部資金の獲得

(1) 自己収入の確保

ア) 授業料の滞納を防止するために、納入の遅延が認められる学生や保護者に対しては、延納や分納の手続きによる無理のない納入計画を指導するとともに、必要に応じて学生や保護者との面談等を実施する。

イー 1) 体育館やテニスコート等の大学資産（施設）を学外者に貸し出すことで財産貸付料収入の確保を図る。

イー 2) 施設の貸出に際しては、新型コロナウイルス感染症の感染状況に応じて貸出可能時期を適切に判断し、大学ホームページで積極的に情報発信することにより学外者の利便性を高め、収入の増加に繋げる。

(2) 外部資金の獲得

アー 1) 研究費等外部資金に関する情報収集・申請・受入等の研究支援体制を強化するとともに、メール配信や学内Webへの掲載により教員への情報提供を行う。

アー 2) 科学研究費補助金・基金の説明会や研修会を開催する、レビュアー制度により研究費助成申請の個別支援の強化を図る等、原則、科研費等の申請を全教員が行うことを念頭に、採択率向上のためのスキルアップ支援を行う。

アー 3) 事業の実施や教育環境の整備等に際しては、可能な限り利用可能な補助金等の活用を図る。

2 経費の効率化

(1) 経費の効率化

アー 1) ペーパーレス化、クラウド化等によるコピー代、用紙代の削減についてを全学共通の目標と意識付け、経費削減に努めるとともに、SDGs に貢献する。

アー 2) 不要品に関する情報を全学的に共有し、物品の再利用を促進する。使用済み封筒の再利用を推進する。

イー 1) 最大電力使用量を抑えることにより、契約電力が減少し、電気料金の抑制に繋がるため、計画的な節電に取り組む。

イー 2) 教職員及び学生に対して、光熱水費等の削減について、随時、具体的なデータを示しながら呼びかけをし、省エネルギー・省資源に関する意識の向上を図る。

ウー 1) 委託契約などの契約内容を点検するほか、契約期間の見直しを行い、複数年度化等の対策を取り、競争的環境の確保等について一層の推進を図る。

ウー 2) 契約にあたっては、一般競争入札及び指名競争入札による入札方式の採用並びに一括発注や複数年度契約等により、経費の削減に努める。

3 資産の適正管理及び有効活用

(1) 資産の適正管理

アー 1) 資金の管理・運営については、目的積立金を教育研究の質の向上を図るために積極的に活用するとともに余裕資金を定期預金により運用するなどし、適正かつ効率的な管理・運営を行う。

アー 2) 金融機関の金利や格付け機関からの評価の動向に注視し、安全で適正な資金管理を行う。

イー 1) 県の計画的保全工事 5 ヶ年計画に基づいて建物等資産の適正な管理を行う。

イー 2) 土地・建物等の資産については、定期的に学内の施設・設備を調査点検し、計画的な改修や修繕などの適正な維持管理や更新を行う。

(2) 資産の有効活用

アー 1) 体育館やテニスコート等の大学資産（施設）を学外者に貸し出すことにより地域住民への貢献と資産の有効活用を図る。

アー 2) III-1-(1)-イー 2) と同じ（再掲）

施設の貸出に際しては、新型コロナウイルス感染症の感染状況に応じて貸出可能時期を適切に判断し、大学ホームページで積極的に情報発信することにより学外者の利便性を高め、収入の増加に繋げる。

イー 1) 大分県立看護科学大学リポジトリの管理・運用を継続する。

イー 2) I-2-(2)-イー 2) と同じ（再掲）

学協会が発行する学術誌が次々とオープンアクセス化を加速させる中、オープンアクセスはもちろんのこと、誰でも無料で投稿できる本紙の特長を広く認知してもらおう。読者や投稿者の利便性を考慮したホームページを運営し、学術成果を発表するにふさわしい場を提供する。また、事務作業の見直しをはかり効率化に努める。

IV 自己点検・評価及び情報提供に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 自己点検及び自己評価の充実

(1) 自己点検及び自己評価の充実

ア) 自己点検・評価委員会では、分掌事項に基づき内部質保証の充実を図る。必要なFD/SDの課題があれば、FD/SD委員会が中心となって研修活動を推進する

イー 1) 機関別認証評価結果、年報等の情報を大学ホームページに公開する。

イー 2) 年報を作成し、大学ホームページに公開する。

イー 3) 自己点検・評価のよりよい推進のための研修に参加する。

2 情報公開や情報発信の推進

(1) 情報公開や情報発信の推進

アー 1) 中期目標・中期計画、年度計画、年度毎の財務運営状況及び過去の大学機関別認証評価を大学ホームページで公開する。また、これらの情報が閲覧者にとってアクセスしやすく、内容が伝わりやすいものとなるように改善を進める。

アー 2) 大学経営の透明化を図るため、財務運営状況を大学ホームページで公開する。

アー 3) 大学運営状況の積極的な公開を進めるため、理事会の議事概要を大学ホームページで公開する。

イ) 大学の特色や、ディプロマ・ポリシー（教育理念）に基づいた様々な教育活動、教員の研究活動やその成果を大学ホームページに掲載する。また、大学の今を伝える様々な情報を、大学アルバムや公式SNS（Facebook、Instagram）を活用して情報発信する。

ウー 1) 大学ホームページや公式SNS（Facebook、Instagram）を活用し、大学イベントや学生のボランティア活動等の社会貢献活動について、各イベントや活動の価値・魅力を含め積極的に情報発信する。また、各種メディアも活用し、効果的な情報発信に努める。

ウー 2) 高校生向けに大学の魅力や特徴をわかりやすく発信できる大学案内を制作する。また、令和3年度に作成した大学紹介動画を継続活用し、情報発信に役立てる。

ウー 3) 後援会と協働し広報誌「風のひろば」を年2回発行し、同窓生や在校生の保護者、実習施設などに広く配布する。

V その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置

1 施設・設備の整備と活用

(1) 施設・設備の整理と活用

アー 1) 「看護」及び「医療・保健・福祉」に関する蔵書の充実、電子媒体の活用に向けた基盤の整備を図る。

アー 2) 地域に開かれた図書館となるよう、卒業生、修了生を含めた学外者の図書館利用に係るサービスの充実と環境整備について新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえて検討し、推進する。メーリングリスト参加を呼びかけ、卒業生・修了生への広報活動を行う。

イ) 施設・設備の整備にあたっては、環境対策及びユニバーサルデザインに配慮した設計や機器等を積極的に採用する。

ウー 1) Ⅲ-3-(1)-イー 1) と同じ（再掲）

県の計画的保全工事5ヶ年計画に基づいて建物等資産の適正な管理を行う。

ウー 2) Ⅲ-3-(1)-イー 2) と同じ（再掲）

土地・建物等の資産については、定期的に学内の施設・設備を調査点検し、計画的な改修や修繕などの適正な維持管理や更新を行う。

2 大学の危機管理

(1) 大学の危機管理

アー 1) 「防災・業務継続計画(BCP)」(令和2年3月11日策定)に基づき、教職員に周知するとともに具体的な危機管理体制の点検・評価・見直しを行う。

アー 2) 防犯・交通安全講話及び安全運転講習会を開催するとともに、掲示・メールで学生に情報提供や呼びかけなどの注意喚起を行う。

アー 3) 衛生委員会において、職場巡視を定期的に行い、事故等の防止のため必要な環境整備を行う。

アー 4) 新型コロナウイルス感染症の社会状況を見極め、学生及び教職員へ情報提供や呼びかけなどの注意喚起を行う。

イー 1) 全学防災訓練及び災害時の安否確認メールの訓練を実施し、危機管理上の対応を検証する。

イー 2) 学生の海外渡航について、国の渡航情報など新型コロナウイルス感染症対策に関する情報提供を行う。海外渡航の際は、事前に大学に届出を提出させ、災害時の安否確認に備える。また、外務省の渡航登録サービスへの登録を促すなど、学生の安全確保を指導する。

3 人権尊重の推進

(1) 人権尊重の推進

アー 1) 人権意識の高揚のため教職員向けの研修を実施する。

アー 2) ハラスメント防止・対策委員会を定期的を開催することでハラスメント対策について検討を進める。

アー 3) 年度当初のオリエンテーション、メール、大学ホームページ、掲示、学生便覧などを用い、ハラスメント相談事業について定期的周知活動を行うとともに教職員向けハラスメント研修を実施する。

イ) 講義や実習・研修等を通して、人権問題の理解と意識の向上を図る。

4 情報管理の徹底

(1) 情報管理の徹底

ア) 継続して、セキュリティ対策を推進する。特に、ランサムウェア対策やアカウント漏えい検知などの対策を追加して、セキュリティの向上に取り組む。

VI 予算、収支計画及び資金計画

別紙のとおり

VII 短期借入金の限度額

1 短期借入金の限度額

1 億円

2 想定される理由

運営費交付金の受入時期と資金需要との期間差及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れることを想定する。

VIII 出資等に係る不要財産又は出資等に係る不要な財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画

なし

IX VIIIに記載する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときには、その計画

なし

X 剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合は、教育研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。

XI 大分県が設立する地方独立行政法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則(平成18年大分県規則第12号)で定める事項

1 施設及び設備に関する計画

(単位：千円)

施設・設備の内容	予定額	財源
(1) 全熱交換器改修	31,266	施設整備費補助金
(2) 発電機オーバーホール	8,915	施設整備費補助金
(3) パッケージエアコン更新	5,924	施設整備費補助金
計	46,105	

2 人事に関する計画

「Ⅱ 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置」の「2 人事・労務管理の適正化」に記載のとおり。

3 法第40条第4項の規定により業務の財源に充てることができる積立金の処分に関する計画

(1) 積立金については、次の事業の財源に充てる。

ア 教育研究の質の向上を図るための設備の充実

イ その他教育、研究に係る業務及びその付帯業務

4 その他法人の業務運営に関し必要な事項

なし

収容定員

令和5年度	看護学部	320人
	看護学研究科	86人

(別紙)

VI 予算、収支計画及び資金計画

1 予算(人件費の見積りを含む)

令和5年度予算

(単位：千円)

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	602,016
施設整備費補助金	46,105
自己収入	
授業料及び入学金検定料収入	242,241
雑収入	10,153
受託研究等収入	6,930
目的積立金	23,064
寄付金	400
計	930,909
支出	
業務費	793,861
教育研究経費	158,167
人件費	635,694
一般管理費	137,048
受託研究等経費	—
計	930,909

(注)教育研究経費には、教育研究の重点領域に対し、理事長が裁量により配分できる経費 600 千円が含まれている。

2 収支計画

令和5年度収支計画

(単位：千円)

区 分	金 額
費用の部	
経常経費	937,871
業務費	793,861
教育研究経費	158,167
受託研究等経費	—
人件費	635,694
一般管理費	137,048
雑損	—
減価償却費	6,962
臨時損失	—
収益の部	
経常収益	937,871
運営費交付金収益	602,016
授業料等収益	242,241
受託研究等収益	6,930
寄付金収益	400
施設費等収益	46,105
雑益	10,153
目的積立金収益	23,064
資産見返負債戻入	6,962
臨時収益	—
純利益	—
総利益	—

(注) 受託研究費等は、受託事業費、共同研究費及び共同事業費を含む。

(注) 受託研究等収益は、受託事業収益、共同研究収益及び共同事業収益を含む。

(注) 施設費収益は、施設の修繕工事のため計上する。

3 資金計画

令和5年度資金計画

(単位：千円)

区 分	金 額
資金支出	930,909
業務活動による支出	930,909
投資活動による支出	—
財務活動による支出	—
翌年度への繰越金	—
資金収入	930,909
業務活動による収入	930,909
運営費交付金による収入	602,016
授業料及び入学検定料等による収入	242,241
受託研究等による収入	6,930
その他の収入	79,722
投資活動による収入	—
財務活動による収入	—